養殖業改善計画書

(別紙様式３)

（資材・機材の導入費支援申請用）

年　月　日現在

**※示している枠は必要に応じて広げる等して、十分に内容を記入してください。**

**※外部評価の結果を踏まえて、記載してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **養殖経営体名** | （ふりがな） |
| **代表者名** | （ふりがな） |
| **所在地** | （ふりがな）  〒 |
| **連絡先** | TEL:  E-mail： |
| **使用するガイドライン** | **使用する養殖事業性評価ガイドラインを○で囲んでください。**  １．魚類養殖　　２．貝類養殖　　３．藻類養殖  ４．陸上養殖　　５．その他養殖 |
| **養殖魚種名** |  |

**（養殖経営体以外の者が代理し申請する場合は記入）**

|  |  |
| --- | --- |
| **代理申請者** | （ふりがな） |
| **代表者名** | （ふりがな） |
| **所在地** | （ふりがな）  〒 |
| **連絡先** | TEL:  E-mail： |
| **養殖経営体との関係** |  |

**（記入に当たっての留意事項）**

　以下の設問１から６の記入に当たっては、「養殖業事業性評価ガイドライン（魚類、藻類、貝類、その他、陸上養殖）」「令和４年度マーケット・イン型養殖業等実証事業公募要領」及び「令和４年度マーケット・イン型養殖業等実証事業の手引き」を参考に記入ください。

**１．あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等について、「養殖業事業性評価ガイドライン（魚類、藻類、貝類、その他、陸上養殖）」の第３章「事業性評価の評価項目と評価手法」を参考にしながら、項目ごとにPRしてください。**

|  |
| --- |
| **①市場動向** |
| **②経営事業継続力** |
| **③販売力** |
| **④動産価値** |
| **⑤品質管理・生産管理** |
| **⑥リスク管理・対策** |

**２．マーケット・イン型養殖業を実践するため、需要を意識してエンドユーザー（量販店、外食等）と具体的に何をしていくのか記載してください。**

**（現状を把握するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのか、販売・生産の双方が共存共栄するための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**３．養殖のバリューチェーン（※）全体の価値を高めていくために、養殖経営体として具体的に何をしていくのか記載してください。**

**（貴経営体の現状認識と今後の展望について記載してください。養殖生産物の提供を通じ、バリューチェーンで付加価値を高めるための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮してください。）**

**※生産・加工・流通・販売等の養殖から販売に至る連結したもの**

|  |
| --- |
|  |

（注）設問「２」「３」の各項目を記入するに当たり、「養殖業事業性評価ガイドライン（海面養殖、藻類、貝類、その他、陸上養殖）」の第１章・第２章を参考としてください。

**４－１．本計画に基づく実証事業の成果を個人情報や企業秘匿に関することを除いて公表することに同意し、養殖業成長産業化の取組に協力できますか。**

|  |
| --- |
| **・はい　　　　　・いいえ** |

**４－２．事業性評価を実施した評価機関を記載してください。**

|  |
| --- |
|  |

**４－３．事業性評価の実施を通じて、貴経営体の強み・弱みの把握が期待出来ますが、**

**この評価を受けて今後の事業に活用していく意思はありますか。**

|  |
| --- |
| **・はい　　　　　・いいえ** |

**４－４．事業性評価を活用して、金融機関からの融資を受ける予定はありますか。**

|  |
| --- |
| **・はい　　　　　・いいえ** |

**５．貴経営体の体制について項目ごとに記載してください。**

|  |
| --- |
| **①業務実施体制** |
| **②会計処理体制** |

**６．導入する資機材がどのようにマーケット・イン型の養殖業への転換に結びつくかを記載してください。また、資機材導入による効果を今後５年間の収支計画を見通した上で、経営改善の観点から定量的に示してください。（根拠となる収支計画書も添付してください。）**

|  |
| --- |
|  |

1. 本様式に記入する以外に参考となる資料を添付していただくことは可能です。
2. 本様式によらず独自の書式で申請することは可能です。その場合は本様式で求めた質問事項を満たしていない場合、形式要件が満たされていないとして採択不可となります。